

平成 25 年度 第 1 回東京都北区環境審議会議要旨

日時： 平成 25 年 9 月 11 日（水） 14:00～16:00

場所： 滝野川会館 5 階 小ホール

【出席者】

< 委 員 >

丸田頼一 会長

巻出義紘 委員

秋山香織 委員

尾花秀雄 委員

上川晃 委員

品川明 委員

広野要 委員

岸田辰夫 委員

八百川孝 委員

柳井重人 委員

小山文大 委員

戸枝大幸 委員

赤江なつ 委員

< 事務局 >

宮内生活環境部長 稲垣環境課長 土屋生活環境部副参事
環境課環境政策係

【次 第】

1. 開 会

2. 委員・事務局紹介

3. 会長・副会長選出

4. 議 事

< 議事 1 > 北区環境基本計画の改定について

< 議事 2 > 緑の創出に向けた緑化基準の改正について

< 議事 3 > その他

5. 閉 会

【配布資料】

1. 平成25年度第1回東京都北区環境審議会次第
2. 東京都北区環境審議会座席表
3. 東京都北区環境審議会委員名簿
4. 議事1 関係
 - 諮問文
 - 各専門部会の構成メンバー（案）
 - 資料1 環境基本計画改定の進め方
 - 資料2 専門部会の設置
 - 資料3 基本的事項
 - 資料4 北区の地域特性
 - 資料5 意識調査のスケジュール、方法
 - 参考資料1 関連計画の位置づけ
 - 参考資料2 国及び東京都の動向
 - 参考資料3 北区環境方針
 - 参考資料4 北区環境基本計画の改定に関する区民意識調査アンケート調査票
 - 参考資料5 北区環境基本計画の改定に関する事業者意識調査アンケート調査票
 - 参考資料6 東京都北区環境基本条例
 - 参考資料7 東京都北区環境審議会規則
5. 議事2 関係
 - 資料6 緑の創出に向けた緑化基準の改正について

【傍聴人】

傍聴人 1 名

【議事要旨】

1. 開会
2. 委員・事務局紹介
3. 会長・副会長選出
4. 議事

< 議 事 1 >

○委員

議題の（1）北区環境基本計画の改定について事務局から説明をお願いします。

○事務局　　－事務局より資料説明－

○委員

今回は北区環境基本計画の改定ということだが、現行の計画がどういうものなのか。また、どのように進めていくのか。

計画改定後の周知方法はどのようにおこなうのか。

○事務局

現行の環境基本計画では、3つの基本目標がある。詳細については北区ホームページに掲載されているので確認いただきたい。進め方としては、北区の環境方針も変わり、現行計画の改定として、新しい視点で議論いただきたい。

計画改定後の周知方法としては、北区ニュース及びホームページで周知し、現行と同様にホームページで閲覧できるかたちにしたい。

○委員

毎年発行している「北区の環境」の冊子は、関係者には届けられているのか。

○事務局

委員には本日配布する。

○委員

環境基本計画の改定に参加することで、現状を認識しながら、問題を解決していく方向性が見えると良い。現状の環境は絶えず脅かされる方向にあると私は思うので、そういう意味で参加する意義を捉えた議論がこの審議会で行われるのが望ましい。

北区の環境方針の中に、省エネルギー・新エネルギーや地球温暖化問題という言葉が出ているが、このような絞込みよりも、北区で起きている環境破壊、例えばヒートアイランドなどについて、解決の方法を見出したり、私たちの行動とどこで結びつくのか提起するのがよいのではない

か。また、原発事故が起きて放射能汚染という問題の体験は北区も無縁とはいえない。放射能汚染は、「北区の環境」では項目として位置づけられているが、今回の環境基本計画でも大きな柱の議題としてほしい。

○事務局

今後の専門部会で議論を深めていきたい。

○委員

今回の環境基本計画改定で生物多様性について扱うということであれば、生物多様性地域戦略と関係するが、今回の改定では地域戦略を計画に組み込むということなのか。

小中学校アンケートというのがパブリックコメントの実施に併せて予定されているが、もう少し早い段階で行えば、基本計画の中に考えを入れられるのではないかな。

区民アンケートの実施に際し、質問の項目をもう少し膨らまして良いのではないかな。事業者アンケートでも、地域に対してどのような貢献をしているかという項目などがあると良いのではないかな。

○事務局

生物多様性については東京都の戦略にしたがって、計画に織り込みたい。

小中学校アンケートについては時期についてのご意見をいただいたので、校長会など関係機関と相談しながら計画・実施したい。

区民・事業者アンケートについては、いただいたご意見を踏まえ検討を行っていきたい。

○委員

区民アンケートでは、20歳～80歳から無作為抽出となっているが、回答は世帯のどなたでもよいとなっている。そうすると、回答が高齢の方に偏ってしまうことは想定しているのか。

○事務局

北区の人口構成は、65歳以上の方が約4人に1人ということで、既に偏りがあると認識している。その中で無作為抽出した2,000名と600事業者にご協力をいただくことで、区民のみなさまの声を拾うことができると考えている。

○委員

アンケートをもう少し見やすさや分かりやすさを考慮していただきたい。

○事務局

ご意見を踏まえ、修正したい。

○委員

事業者のアンケート先は、教育機関も含まれているのか。

エネルギー面では事業者だけを質問の対象としているが、事業者だけでなく区民の意識を聞いたほうがよいのではないか。

○事務局

無作為抽出なので、教育機関が選定の対象には含まれているが、どのくらいの数の教育機関が含まれているかは把握していない。

エネルギーの区民への質問については、昨年「北区のエネルギー施策に関する提言」をまとめ、その中で区民に対しエネルギーに関するアンケートを実施しているので確認いただきたい。

○委員

アンケートの回収率は何割を目標に設定しているのか。

アンケートの問合せ先が平日 8:30~17:00 となっているが、できればメールや FAX のように時間の制約が無くても質問できることが大事だと思う。

○事務局

アンケートの回収率は、前回の結果を受けて 5 割~6 割と想定している。

問い合わせ先には FAX 番号と環境課環境政策係のメールアドレスを追加記載する。

○委員

配布資料等も文字が小さいため対応いただきたい。

また新エネルギー及び省エネルギーの助成制度があるのであれば、事業者へのアンケート配布時に案内等同封したらどうか。

○事務局

可能な限り字を大きくして見やすいよう仕上げる。

助成制度の案内を同封することは、できる範囲で対応したい。

○委員

現行の環境基本計画策定の際も関わらせていただいたが、前回は区民・事業者が良好な環境のために「協働」しようということを掲げたが、策定したらそれでおしまいというようなところがあった。そういう観点から、今回は区民や事業者のように良好な環境のために行動する人たちを関与する場が少ないので、盛り込んでいただきたい。

○事務局

さまざまな機会をとらえ、北区がどういったことをしているのか、していくのかを伝えていくことは大きな目的の一つ。環境月間、区民祭りや環境の表彰式等の機会を用いて、区民の関与の場として利用していきたい。

○委員

今後計画を作っていく中で、区民や他の組織が関わる機会というのは、現時点ではパブリックコメントとアンケートくらいなのか。

○事務局

今の説明の補足となるが、具体的な事業の取りまとめるうえで、関連主体のヒアリングを計画している。実効的な計画にするためには、その主体の計画への関わりが重要になるため、どんな主体が関わるべきなのか、その人たちが具体的にどのように行動していくのかを把握した上で事業計画を作るべきと認識している。それを踏まえ、情報提供と情報共有を行っていききたい。

○委員

「専門部会の構成メンバー（案）」は、これでいくということか。

○事務局

事務局としての案をお示しした。

○委員

事務局へのお願いになるが、委員の方々はそれぞれの経歴や見識を持って応募されているため、今後は事前に希望をお取りいただきたい。

○事務局

今後はできる限り委員の方々に情報を提供させていただく。

○委員

今回の改定の結果、最終的にまとめるのはどの程度のものになるのか。例えば数ページの文書になるのか、40～50ページになるのか、あるいは現行のものをベースに改定するのか、ゼロから作り直すのか、どのように考えているのか。

○事務局

現行計画の評価検証を踏まえ改定していく。今後やるべき施策内容を事務局から提示し、より実効的にするためにはどのような取組み方や関わり方がいいかといった意見をいただき、専門部会として検討し、環境基本計画に盛り込む流れとなる。

○委員

そのような方策であれば、現行計画を理解する上でも現行計画を委員に配布いただきたい。

○事務局

対応させていただく。

○委員

アンケートに現行計画を添付するのは可能か。ホームページで確認はできるが、北区は高齢の方が多く、若い方も多忙なため、わざわざパソコンを開いて探すのは難しいのではないかと。

○事務局

難しいところではあるが、現行計画の冊子をお読みいただき回答となると、回答者に対し過度な負担をおかけすることになり、回収率が下がることが懸念される。なるべく負担をかけることなく、どのように考えていらっしゃるのかお聴きできるように最大限努力させていただいた結果がこちらであるため、理解いただきたい。

○委員

電話の対応として時間外の留守番電話サービスをつけることは可能か。

○事務局

可能かどうか調査する。

○委員

全体を通じて、改定の目的がはっきりしていないように思える。国の施策が変わったからというのは事務的な印象を受け、北区独自でなぜ改定するのかをはっきりさせておくことよいか。放射能の件は法律が制定され、環境省の所管であるため、この計画でも目的としてそれを踏まえていただきたい。アンケートの前文として、今回の改定の目的を記載したらどうか。

○事務局

指摘のとおりアンケートの前文に改定の目的を入れさせていただく。

○委員

アンケートの1ページ目に、「北区環境基本計画の改定に関する意識調査」とあるが、「改定」という言葉を使うと、前の計画がどのようなものかという意識になってしまう。この「改定」はいらぬのではないかと。

○事務局

指摘の通り「改定」を省略させていただく。

○委員

アンケートには、現行の計画は北区ホームページで閲覧可能であることもお書きいただきたい。

○事務局

記載させていただく。

○委員

改定のスケジュールと各専門部会の3つのテーマを認めていただいたこと、各専門部会のメンバーは若干の変動であれば認めていただけるということ、詳細については会長に一任いただき、そのうえで専門部会の運営は部会長にお任せしたい。

< 議 事 2 >

○委員

議題の(2)緑の創出に向けた緑化基準の改定について事務局から説明をお願いします。

○事務局 —事務局より説明—

○委員

先ほどのアンケートの説明の中で、緑化について西側はなんとか増やせそうだが、東側は難しいという話があったがその理由は何か。

○事務局

北区の特徴として、軍の土地など大きな土地が西側に集中していたため、土地利用の結果として西側に緑が多くなった。東側は川が多く、京浜東北線の東側には密集した住宅が広がっている。

○事務局

緑化については、本年度、緑の実態調査を実施する。実態を踏まえて緑を増やしていく。

○委員

マンションが、建築当初はきちんとしているが、数年後には、荒れ果ててしまっただけで見ると影もないという場合も多い。緑被率を守る啓発をお願いしたい。

○事務局

ご相談いただければ、緑を復活するようなご相談にも対応したい。屋上緑化などは、技術的に難しい面があり、年数がたつと屋上の防水シートをはがして、もう一度やり直すということもあるので、そういった部分も含めてご相談に乗れるような体制にしていこうと考えている。

○委員

基準クリア型になっているが、それに加えてもう少し優良事例を誘導していくような方向も考えてもらいたい。

○事務局

大規模なものだと、長い年数をかけてコンセンサスを得ながら根付かせていくという事例もある。北区では、昨年度、今年度とガーデニングコンテストを実施している。本物をつくってやりたかったが、難しい面があり写真のフォトコンテストとした。現在、北とぴあで展示しているが、それをみて、うちもやってみようという意識が出てくるとありがたい。今後も啓発を行っていく

たい。

○委員

都や23区の緑化面積の平均と、北区がどのくらいのところにいるのかを教えてください。

○事務局

開発行為に対するパーセンテージでは、敷地の10%前後となる。屋上緑化では、難しい面があるが、23区では、実際に緑化が成り立っているのは建物の20%前後であるが、面積の比率は出ていない。緑被率は、北区では18.5%で、23区中8位か9位くらいである。

○委員

ヒートアイランド対策という面では、屋上緑化がいいのか、省エネ機器の設置がいいのか。

○委員

ベストのやり方は、屋上緑化をやったうえで、省エネ機器を設置する。

○委員

ヒートアイランドに関して、23区の中でも夜間に熱い空気が都心から北区や豊島区に流れてくるということについて教えてください。

○委員

関東地方としては本格的に測定が行われている。例えば茨城県の空気が大量に押してきて東京都の空気がさいたま市へ流れているということも考えられる。ただ、日によって空気の動き方が違う。

○委員

資料6の2(2)ハはどういう意味か

○事務局

駐車場は車が入って芝生を傷めてしまうことがあるので、縁に芝生などを植えて緑化する方法もあることを言っている。

○委員

芝生目地のやり方がある。ブロックの間に芝生を生かしていく方法がヨーロッパでは一般的である。そういうやり方も推奨するようにすればよい。

○事務局

手引きの中でもそのやり方も紹介している。

○委員

ヒートアイランドを低減する事例にも出ている。

○事務局

参考にさせていただく。

○委員

もう少しイメージがわくようにしたほうがよい。

○事務局

具体的にわかるように工夫する。

< 議 事 3 >

○委員

議題の(3)その他について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 - 事務局より豊島五丁目地区ダイオキシン類土壤汚染対策計画に係る費用負担計画に係る検討について説明 -

○委員

原因者となる企業を改めて洗い出すということか。

○事務局

工場設置から撤去まで日産化学工業が工場を操業していたという区の主張が裁判では認められなかった。

○委員

敗訴という結果をうけての対応ということか。

○事務局

判決では、費用負担計画の費用を負担すべき事業者の基準は、期間を限定することなく、工場を撤去するまで工場の操業に伴いダイオキシン類を排出し、土壤の汚染を引き起こした事業者としており、王子工場は、大日本人造肥料、日本鋳業及び日産化学工業によって操業が行われてきたとされた。大日本人造肥料を承継する会社はないため、費用を負担すべき事業者は日本鋳業及び日産化学工業になる。そこで、日本鋳業の承継会社を特定するため、J X日鋳日石金属に照会を出す。

○委員

大戦中の準軍需産業の会社が起こした土壤汚染だと思う。日本油脂の跡地でも、売却した後に

土壌汚染が解決していないことが明らかになって、争いになっている。経験的に言うと、日本油脂が操業した時点から土壌汚染物質をその工場が稼働して出したということはない。日産化学の時代に土壌汚染があったと思う。会社が分かれたりということがあって負担を求める相手はずれたということがあっても、日産化学に主要な責任があると思う。相手を特定して土壌汚染の責任をとらせるという対応を、北区として断固としてとることが大切だと思う。

○委員

裁判は最近だが、この地域は、私が子供のころ校庭の土を掘り返してはいけないということが言われてきたが、なぜ裁判がもっと早く起きなかったのか。あるいは、交渉の動きがもっと前にあったのか。

○事務局

経緯を説明する。平成16年に、日本油脂が土壌汚染があったと公表した。それを受けて、北区では平成17年に汚染の確認をして旧豊島東小学校、豊島東幼稚園、東豊島公園の敷地から基準値を超えるダイオキシン類を検出し、平成19年に費用負担計画を策定し、平成19年と20年に事業者負担金の決定をして日産化学から納付があった。平成19年の決定の取り消しを求めて、同年に日産化学が訴訟を起こした。

○委員

本日の議題はすべて終了した。閉会する。

5. 閉会